

## 県行動計画に示した市町村が行うべき事項(抜粋)

発生段階	主要項目		対策項目
未発生期	実施体制		行動計画又は業務計画の策定、見直し
未発生期	実施体制		国、県、指定(地方)公共機関と相互に連携した情報交換、連携体制の確認、訓練の実施
県内未発生期	実施体制		<緊急事態宣言時> 市町村対策本部の設置
県内発生早期	実施体制		市町村対策本部の設置準備
県内発生早期	実施体制		<緊急事態宣言時> 市町村対策本部の設置
県内感染期	実施体制		<緊急事態宣言時> 市町村対策本部の設置
小康期	実施体制		<緊急事態宣言解除時> 対策本部の廃止

発生段階	主要項目		対策項目
未発生期	情報提供・共有		県の要請に基づき、相談窓口の設置を準備
海外発生期	情報提供・共有		国が作成したQ&Aに基づく相談窓口の設置
県内未発生期	情報提供・共有		相談窓口等の体制充実・強化
県内発生早期	情報提供・共有		相談窓口等の体制充実・強化
県内感染期	情報提供・共有		相談窓口等の体制充実・強化
小康期	情報提供・共有		相談窓口等の体制縮小

発生段階	主要項目		対策項目
未発生期	予防・まん延防止		基本的な感染予防対策・感染対策についての知識の普及、理解促進
未発生期	予防・まん延防止	住民接種	特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づくワクチン接種を実施するため、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種体制、場所等具体的な実施方法の準備
海外発生期	予防・まん延防止	住民接種	具体的な接種体制の構築準備
海外発生期	予防・まん延防止	住民接種	ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、順位、体制等の国からの情報を関係機関等へ提供
県内未発生期	予防・まん延防止	特定接種	地方公務員に対する特定接種の実施
県内未発生期	予防・まん延防止	住民接種	国の要請に基づく接種に関する情報提供
県内未発生期	予防・まん延防止	住民接種	予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施
県内未発生期	予防・まん延防止	住民接種	<緊急事態宣言時> 特措法第46条に基づく住民接種の実施
県内発生早期	予防・まん延防止	特定接種	地方公務員に対する特定接種の実施
県内発生早期	予防・まん延防止	住民接種	国の要請に基づく接種に関する情報提供
県内発生早期	予防・まん延防止	住民接種	予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施

発生段階	主要項目		対策項目
県内発生早期	予防・まん延防止	住民接種	<緊急事態宣言時> 特措法第46条に基づく住民接種の実施
県内感染期	予防・まん延防止	住民接種	国の要請に基づく接種に関する情報提供
県内感染期	予防・まん延防止	住民接種	予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施
県内感染期	予防・まん延防止	住民接種	<緊急事態宣言時> 特措法第46条に基づく住民接種の実施
小康期	予防・まん延防止	予防接種	流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施
小康期	予防・まん延防止	予防接種	<緊急事態宣言時> 特措法第46条に基づく住民接種の実施

発生段階	主要項目		対策項目
県内発生早期	医療		在宅患者等への支援準備
県内感染期	医療		在宅患者等への支援

発生段階	主要項目		対策項目
未発生期	生活及び経済の安定確保		要援護者への生活支援、搬送等に関する具体的な手続きについて、あらかじめ決めておく
未発生期	生活及び経済の安定確保		火葬場の火葬能力の把握・検討など火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備(努力)
海外発生期	生活及び経済の安定確保		一時的に遺体安置可能な施設等の確保準備
県内未発生期	生活及び経済の安定確保		一時的に遺体安置可能な施設等の確保準備
県内未発生期	生活及び経済の安定確保		<緊急事態宣言時> 消毒、衛生上の措置等水の安定供給のための必要措置の実施
県内未発生期	生活及び経済の安定確保		<緊急事態宣言時> 国や県と連携し、生活関連物資等の価格安定のための調査・監視とともに、必要に応じ供給の確保や便乗値上げの防止等の要請
県内発生早期	生活及び経済の安定確保		一時的に遺体安置可能な施設等の確保準備
県内発生早期	生活及び経済の安定確保		要援護者への生活支援の実施
県内発生早期	生活及び経済の安定確保		<緊急事態宣言時> 消毒、衛生上の措置等水の安定供給のための必要措置の実施
県内発生早期	生活及び経済の安定確保		<緊急事態宣言時> 国や県と連携し、生活関連物資等の価格安定のための調査・監視とともに、必要に応じ供給の確保や便乗値上げの防止等の要請
県内感染期	生活及び経済の安定確保		要援護者への生活支援の実施
県内感染期	生活及び経済の安定確保		<緊急事態宣言時> 消毒、衛生上の措置等水の安定供給のための必要措置の実施
県内感染期	生活及び経済の安定確保		<緊急事態宣言時> 火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合における一時的な遺体安置施設の確保